

令和5年度正蓮寺川公園に設置するパブリックアートのお披露目イベント業務委託にかかる
質問への回答について

質問	回答
1 お披露目イベントへの来賓、招待等について	
<p>① パブ関係以外の来賓（ご登壇者）も弊社でアサインするという事でしょうか。此花区で招致される予定のご登壇者はいらっしゃるのでしょうか。</p> <p>② 来賓や招待について、此花区様からのお声かけによる来賓者で想定されている方がいれば教えて頂きたい。</p> <p>③ 来賓は何名登壇される想定でしょうか。</p>	<p>イベント当日の登壇者のうち行政関係者やパブリックアートに携わった方々（20～30名程度）については、当区において招致する予定としています。</p> <p>ただし、募集要項にて「お披露目イベントへの来賓・招待等を積極的に行う」との記載もありますとおおり、お披露目イベントを広く周知・PRするため、受注者においてPR・宣伝効果のある来賓者を積極的に招致することもご検討いただきたいと考えております。</p>
<p>④ 招待客=会場にモニュメントを見にきてくださる一般の方も含むという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、一般の方々も含まれます。</p>
2 情報発信ツールの活用について	
<p>⑤ 此花区の情報発信（SNSなど）ツールは無償で活用できると考えて宜しいでしょうか。 ※コンテンツは予算で制作想定 YouTube・インスタグラム・フェイスブック・エックス（旧ツイッター）・LINE など</p> <p>⑥ 広報活動について、区の広報誌への掲載や此花区様が管理されているSNSやHPへの掲載による広報活動は、此花区様にて対応頂ける予定でしょうか？可能である場合、掲載可能な媒体を教えて頂きたい。</p>	<p>お見込みのとおり、コンテンツ制作をしたうえでご提供いただきましたら、此花区役所のホームページ、YouTube、Instagram、X（旧Twitter）、広報誌など、此花区の情報発信ツールを無償で使用することは可能です。</p>
3 「PRなど広報を強力に実施」について	
<p>⑦ 本イベントへの来場を促すPRを主とするのか、実施された本イベントの様態を広くPRす</p>	<p>当区としましては、双方ともにPRしていただきたいと考えております。</p>

<p>ることで機運醸成をすることか、どちらでしょう。</p>	
<p>⑧ 広報活動について、仕様書には広報に関する記載はないが、こちらも委託業務に含むという認識で良いか？（見積りに含める必要があるか）</p>	<p>お見込みのとおり、広報活動につきましても業務委託に含んでおりますので、貴社のご提案を企画提案書に記載いただいた上で、お見積りにも反映していただきたいと思いますと考えております。</p>
<p>4 イベントの内容について</p>	
<p>⑨ 開催時間はまだ未定かと思いますが暗くなってからの時間にはならないという認識で良いでしょうか。発電機に関係してきますのでご教示くださいませ</p> <p>⑩ お披露目イベントのおおよそのスケジュール等は決まっているか？（所要時間・時間帯等）</p>	<p>当区としましては、明るい時間帯での開催を想定しております。ただし、暗い時間帯での開催の方がより魅力的なイベントになる場合なども想定されるため、開催時間帯及び所要時間も含めて企画提案していただきたいと思いますと考えております。</p>
<p>⑪ 提案コンテンツの中に、有料参加のブースを構えることは可能か？（ワークショップや物販等）</p> <p>また、飲食コンテンツを含めることも可能か？</p> <p>⑫ イベント当日に食品や物品などを公園内で販売することは可能でしょうか。</p>	<p>公園占用料が別途かかりますが、ワークショップや物販、飲食などの収益活動をイベント当日に行っていただくことも可能です。</p>
<p>5 設営及び会場について</p>	
<p>⑬ 設営中は公園管理者様とのご相談の上、パーテーション等で一般の方が立入りできないようにするのは可能でしょうか</p>	<p>事前の公園管理者との協議の中で、公園全体をイベント用に入園制限をかけることは、設営も含めて不可能となっております。ただし、迂回路や警備員の配置など、体制が整っていれば部分的な入場制限は検討可能となっております。</p> <p>したがって、公園管理者とのご相談の上で認められたのであれば、部分的に一般の方が立ち入れないようにすることも可能です。</p>
<p>⑭ 当日、公園内で使用できる範囲は赤丸囲み箇所のみでしょうか。もしくは、公園内の他</p>	<p>基本的には、仕様書2ページの赤丸囲みの箇所を想定しておりますが、ご提案内容によっては、</p>

<p>のエリアも使用可能でしょうか。</p>	<p>公園内の他のエリアの使用も検討可能となります。使用の際には公園管理者との相談の上で、許可をもらう必要があります。</p>
<p>⑮ テントやイスなどのレンタル・設置を含めた会場の設営業務を第三者に委託することは可能でしょうか。</p>	<p>募集要項2ページに記載されているとおり、「委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等」という「主たる部分」の再委託を禁止しております。今回のお申出の「テントやイスなどのレンタル・設置を含めた会場の設営業務」については、「主たる部分」に該当しないと判断できますので、再委託は可能です。</p>
<p>⑯ 搬入時間、撤去終了時間を教えてくださいますでしょうか。</p>	<p>搬入時間及び撤去時間については、すべてイベント開催日当日中ではありますが、イベントの開催時間によって左右されるため、現時点では確定しておりません。</p>
<p>⑰ 芝生の上にテントを張る事は可能でしょうか。可能な場合、注意することはございますか。</p>	<p>芝生の上にテントを張ることは可能でございます。ただし、杭を打つての固定は禁止しておりますので、風等で飛ばないように置式アンカー等で固定していただきたいと考えております。</p>
<p>6 その他について</p>	
<p>⑱ 検査とはどのような内容を指すのか教えてください。</p> <p>⑲ 実施報告書の提出等は仕様書に記載がないが、上記検査において提出が必要な書類等があれば教えてください。</p>	<p>検査とは、業務完了届（実施報告書）の提出に基づき、履行状況を発注者が確認するものです。検査終了後、お支払い手続きに移ります。業務完了届は指定の様式がございますので、業務委託契約後にお渡しさせていただきます。</p>
<p>⑳ 設置予定のパブリックアートの図面や配置図などの詳細情報を教えてください。</p>	<p>設置予定のパブリックアートの大きさは、台座を含めて縦約3m×横約3m×高さ約2.5mとなる予定です。</p> <p>設置場所につきましては、仕様書2ページの詳細地図内【パブリックアート設置候補地】の千鳥橋側（東側）イベント広場（芝生）に現在設置する予定としております。</p>